



T-Connect 利用規約【トヨタブランド以外のおクルマ向け】（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect【トヨタブランド以外のおクルマ向け】」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「T-Connect」といいます）の利用条件を定めるものです。

第1条（本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、T-Connect を利用する契約者等（第3条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の T-Connect の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、T-Connect の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、T-Connect を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第3条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の7日前までに、ユーザーサイト（<https://tconnect.jp/tcmypage/common/>）に掲載する方法で周知するものとします。

第3条（定義）

- (1) 契約者：当社との間で T-Connect の利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (2) T-Connect 利用契約：当社と契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (3) 基本サービス：T-Connect のうち、別紙1の2の「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「T-Connect」または「T-Connect【トヨタブランド以外のおクルマ向け】」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。
- (4) オプションサービス：T-Connect のうち、別紙1の2の「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) T-Connect 基本契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (6) オプションサービス契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。
- (8) 対象車両：トヨタおよびレクサスブランド以外の車両のうち、T-Connect の各サービスを利用することができる車両として当社がそれぞれ指定する車両を総称していいます。

- (9) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有する対象車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (10) 車両利用者：第 8 条第 1 項の定めに基づき契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (11) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (12) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (13) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (14) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら
(<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) からご確認いただけます。
- (16) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。
- (17) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (18) センター：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (19) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (20) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の T-Connect 利用契約の内容および利用状況等 T-Connect 利用契約に関する情報で、「T-Connect の個人情報等の取得と利用について【トヨタブランド以外のおクルマ向け】」(https://tconnect.jp/webregist_common/tc/terms/) に定めるものをいいます。
- (21) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、「T-Connect の個人情報等の取得と利用について【トヨタブランド以外のおクルマ向け】」(https://tconnect.jp/webregist_common/tc/terms/) に定めるものをいいます。
- (22) ユーザーサイト：T-Connect に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。
- (23) My Car Connect：当社が My Car Connect の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (24) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。
- (25) 緊急事態：以下の場合をいいます。
- ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (26) 自動通報：エアバッグの展開等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。
- (27) 手動通報：ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。
- (28) 盗難発生警報装置：利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。
- (29) 通報：緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信

をいいます。

(30) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。

(31) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。

(32) 取次先サービス：T-Connect を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。

(33) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。

(34) 販売店：契約者が利用車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。ただし、各利用車両のメーカーが当該メーカーの車両の販売を許諾した正規販売店に限ります。

第4条（T-Connect 利用契約の申し込み）

1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社（ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者）との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
2. T-Connect 利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、T-Connect 利用契約の締結を申し込むものとし、また、T-Connect 基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
3. T-Connect の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結を申し込むことはできません。
4. T-Connect 利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとし、また、「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約（<https://id.toyota/commonTerms/content/>）（以下、TOYOTA アカウント規約といいます）が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとし、また、

第5条（T-Connect 利用契約の成立）

1. T-Connect 利用契約は、前条第 2 項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとし、また、申込者が当該申し込みを行った T-Connect のサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
2. TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示（本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます）について包括的に委任するものとし、TMC の頭名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとし、また、

第6条（契約書面等の交付方法）

1. TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、当社指定ウェブサイト（https://tconnect.jp/webregist_common/tcterms/）において PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の交付を求めることができるものとし、また、

第7条（T-Connect のサービス内容）

1. T-Connect は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
2. 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙 2 または各オプションサービスの個別規約に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとし、また、

3. オプションサービスを利用するためには、T-Connect 基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、T-Connect 基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、T-Connect 基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、T-Connect 基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
4. 当社は、T-Connect のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

第8条 (T-Connect の利用範囲)

1. 契約者は、自ら T-Connect を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い T-Connect の各サービスを利用させることができます。ただし、T-Connect のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 前項に定めるほか、契約者は、自己の責任と費用負担において、My Car Connect を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して T-Connect のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます（以下、「リモートサービスのシェア」といいます）。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My Car Connect を利用する際には、TMC が My Car Connect の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に T-Connect を利用させ、または権限受領者にリモートサービスのシェアを行うものとします。
4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。
5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い T-Connect を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。
6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

第9条 (必要機器・ID 等の管理)

1. 契約者等は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、T-Connect の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。
2. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。

第10条 (T-Connect の提供の一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提

供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第11条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙1に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「T-Connect 基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとします。
2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます）を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとします。
3. T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙1に定めるところに従うものとします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとします。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。
5. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。
6. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。
7. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した日から最大3日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。

第12条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、T-Connect の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を T-Connect の個人情報等の取得と利用について (https://tconnect.jp/webregist_common/tcterms/) に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、契約者等の個人情報を、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (https://tconnect.jp/webregist_common/tcterms/) に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

第13条（知的財産権）

T-Connect を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与

または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

第14条（禁止行為）

契約者は、T-Connect の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
- (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
- (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
- (4) 著しく粗野または乱暴な行為
- (5) T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を棄損もしくはその性的羞恥心を害する行為
- (6) T-Connect の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
- (8) 当社による T-Connect の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で T-Connect を利用する行為
- (10) 法令または公序良俗に違反する行為
- (11) 本規約等の定めに違反する行為
- (12) その他当社が不適切と判断する行為

第15条（変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第16条（利用車両譲渡時等の取扱い）

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。
4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
 - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
 - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと

(3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。

ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第 15 条に基づき住所、氏名その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。

5. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。
8. 契約者が第 1 項、第 6 項または第 7 項の定め違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

第17条（契約期間）

本規約等に別段の定めがない限り、T-Connect 基本契約の契約期間は別紙 1 に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

第18条（T-Connect 利用契約の解約）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の全部または一部の解約（オプションサービス契約のみの解約も含まれます）を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 T-Connect 利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日に解約の効力が生じるものとします。
 - (1) T-Connect 基本契約を解約する場合：当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して 5 営業日目のいずれか早い日。
 - (2) 各オプションサービス契約を解約する場合：解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。
3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に T-Connect 基本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、T-Connect 基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
4. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

第19条（解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申し込み虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合

- (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
 - (5) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
 - (6) その他当社が契約者として不適当と判断する場合
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
 - (6) 本規約の定めに違反した場合
 - (7) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
 - (8) その他当社が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

第20条（損害賠償等）

1. 契約者等が T-Connect の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者等に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

第21条（免責）

1. 当社は、T-Connect について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、本規約等で別段の定めがある場合を除き、当社の帰責事由の原因となった各 T-Connect 利用契約の 1 年間の利用料金相当額（T-Connect 基本契約が直接の原因となった場合には、1 年間の T-Connect 基本利用料相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、1 年間の当該オプションサービス利用料相当額）を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が T-Connect の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合
 - (2) 第 10 条に基づき T-Connect の提供を一時的に中断する場合、または第 7 条第 4 項に基づき T-Connect を変更もしくは終了する場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合

- (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
- (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
- (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
- (9) My Car Connect またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末または My Car Connect またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
- (10) My Car Connect またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My Car Connect またはデジタルキーアプリの不具合、ID 等の失念その他事由のいかんにかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
- (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
- (12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合
- (13) その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

第22条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第24条（専属的合意管轄裁判所）

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の有効性）

1. 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

（付則）2024年1月29日改定

【お問い合わせ先】

(1) T-Connect に関するお問い合わせ

【T-Connect サポートセンター】

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

(2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL : 0561-57-6814 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

T-Connect 利用規約【トヨタブランド以外のおクルマ向け】 別紙 1

(1) T-Connect のサービス

T-Connect に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、T-Connect 利用規約表紙の QR コードまたはこちら (<https://www.subaru.jp/connected/tconnect/pdf/t-connect.pdf>) からご確認いただけます。

サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
TC が提供するサービス (TC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーサーチ e ケア リモートエアコン 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス 車内 Wi-Fi
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> マップオンデマンド ソフトウェアアップデート 	なし
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	なし	<ul style="list-style-type: none"> デジタルキー コネクティッドナビ

(2) T-Connect 基本サービスのプラン

■T-Connect スタンダード (22)

対象	2022 年 1 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。
----	---

(3) T-Connect 基本サービスの契約期間

契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、T-Connect 基本契約の契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>
------	---

(4) T-Connect 基本サービスの利用料

上記の利用料金には、協業サービスおよび取次先サービス (コネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等) の利用料金は含まれておりません。協業サービスおよび取次先サービスについては、当該サービスの提供事業者とお客様との直接の取引となりますので、当該サービスの利用料金は、提供事業者とお客様との契約、または各サービスのウェブサイトにてご確認ください。

料金 (消費税込み)	車両初度登録日から 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円/月

(5) 支払方法

T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいずれかの方法によるものとします。

- T-Connect 基本サービスの利用料は、クレジットカードによる支払いのみ選択可能です。
- オプションサービスの利用料は、クレジットカードまたは TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払いが選択可能です。ただし、TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払いについては、オプションサービスの申込み方法等が当社所定の条件に該当する場合に限り選択することができます。
- 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。
- 選択した支払方法は当社所定の手続により変更することが可能です。
- 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が、更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことにあらかじめ同意するものとし、
TOYOTA Wallet (Wallet QR)	TOYOTA Wallet (Wallet QR) により、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。

(6) 支払期日

T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料の締め日は、当月末日です。支払期日は、支払方法により異なります。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet (Wallet QR)	TOYOTA Wallet (Wallet QR) のご請求は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。

■ヘルプネット

(1) サービスの内容

ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細は T-Connect 利用規約表紙の QR コードまたはこちら (<https://www.subaru.jp/connected/tconnect/pdf/t-connect.pdf>) からご確認ください。

ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

ヘルプネットに関するご説明書 (https://tconnect.jp/webregist_common/tcterms/) が適用されます。必ずご確認ください。

■リモートエアコン

(1) サービスの内容

リモートエアコンは、My Car Connect を用いて遠隔操作により利用車両のエアコンを起動・停止させるサービスです。詳細は本規約表紙の QR コードまたはこちら (<https://www.subaru.jp/connected/tconnect/pdf/t-connect.pdf>) からご確認ください。

リモートエアコンは、契約者および権限受領者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

リモートエアコンのサービスを利用するためには、My Car Connect のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My Car Connect をダウンロードしてください。なお、My Car Connect に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。

リモートエアコンの各サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは My Car Connect のヘルプをご確認ください。

車両向けアクセサリのリモートスタートと併用することはできません。

契約者は、本規約第 8 条第 2 項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、権限受領者に対して、リモートエアコンのサービスを利用することができる権限を付与することができます。

契約者および権限受領者は、リモートエアコンの利用にあたって、取扱説明書や My Car Connect 上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

■マイカーサーチ

(1) サービスの内容

マイカーサーチは、利用車両の状態等を My Car Connect よりご確認ください。詳細は本規約表紙の QR コードまたはこちら (<https://www.subaru.jp/connected/tconnect/pdf/t-connect.pdf>) からご確認ください。

マイカーサーチは、契約者および権限受領者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

マイカーサーチのサービスを利用するためには、My Car Connect のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My Car Connect をダウンロードしてください。なお、My Car Connect に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。

マイカーサーチの各サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは My Car Connect のヘルプをご確認ください。

契約者は、本規約第 8 条第 2 項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、権限受領者に対してマイカーサーチのサービスを利用することができる権限を付与することができます。

契約者および権限受領者は、マイカーサーチの利用にあたって、My Car Connect 上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。